

野口博充税理士事務所 NewsLetter

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

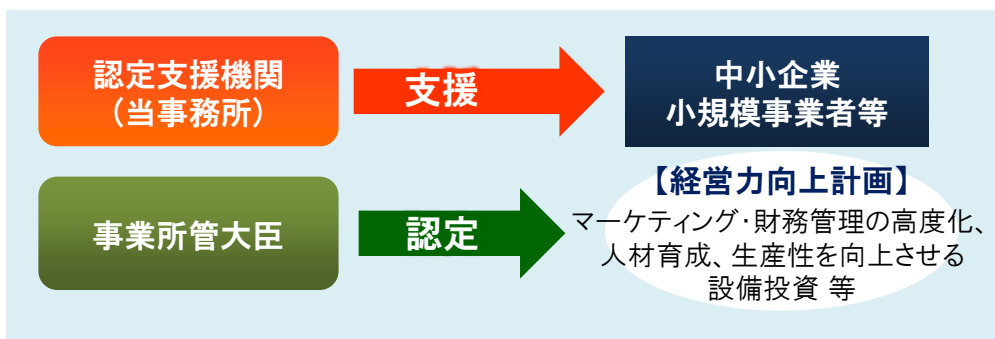
経営力向上計画の認定及び支援措置

<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

計画認定の流れ

下図の通り、認定支援機関の支援を受けながら事業計画を作成します



優遇措置について

経営力向上計画が認定されることで、下記のような優遇措置が受けられます。

1. 固定資産税の軽減(3年間半額)
2. 政府系金融機関による金融支援(特例措置) など



経営力向上の事例

- サービス業の事例... 売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。
- 製造業の事例... 自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。

経営力向上計画の認定制度は2016年7月1日より開始されました！！

野口博充税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:03-6915-2913 FAX:03-6915-2973

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-17-13 ウェルシャン池袋907号

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など